

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年十一月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団陽命会 わらび小児科と皮膚科のクリニック	蕨市北町三―四―二八	令和二年九月三十日
たなか内科・循環器内科クリニック	草加市西町一―〇二―一コンフォート TK一階	令和二年九月二十五日
医療法人成幸会ふじ み野眼科	ふじみ野市亀久保一―一―一六ウエス トビル一〇七号室	令和二年九月三十日
ユタカ薬局	三郷市早稲田五―六―九	令和二年十月一日
スズキ薬局	蕨市中央三―一五―八	令和二年九月三十日
フタバ薬局わらび店	蕨市北町三―四―二八	令和二年九月三十日
アステル薬局草加店	草加市西町一〇九二―六	令和二年九月十九日
フレンド薬局	所沢市緑町三―三〇―六	令和二年五月三十日
はなだ薬局	蓮田市馬込二―二九七	令和二年九月三十日

二 指定施術機関

吾 大美賀 優	氏 名	住 所	
あみ鍼灸院	名 称	施 術 所	
一三一一三	東 京 都 墨 田 区 太 平 二 地	所 在 地	
令 和 二 年 十 月 一 日	廃 止 年 月 日		